平成２０年（排）第７号

排　除　命　令　書

埼玉県川口市上青木三丁目１１番２２号
株式会社チャフ・スカラップ
同代表者　代表取締役　杉　山　保　夫

公正取引委員会は，前記の者に対し，不当景品類及び不当表示防止法（以下「景品表示法」という。）第６条第１項の規定に基づき，次のとおり命令する。

主　　文

1　株式会社チャフ・スカラップは，直接又は取引先販売業者を通じて一般消費者に販売している「カビパッ君ゲル」と称する商品の取引に関し，一般消費者の誤認を排除するために，平成１７年１２月ころ以降当該商品の容器の前面及び後面において，当該商品を浴室等に置くことにより，清掃する際にカビを落としやすくする及びカビの付着を防止するかのように示す表示をしているが，かかる表示は，当該商品の内容について，一般消費者に対し，実際のものよりも著しく優良であると示すものである旨を速やかに公示しなければならない。この公示の方法については，あらかじめ，当委員会の承認を受けなければならない。

2　株式会社チャフ・スカラップは，今後，「カビパッ君ゲル」と称する商品又はこれと同種の商品の取引に関し，前項の表示と同様の表示が行われることを防止するために必要な措置を講じ，これを自社の役員及び従業員に周知徹底しなければならない。

3　株式会社チャフ・スカラップは，今後，「カビパッ君ゲル」と称する商品又はこれと同種の商品の取引に関し，表示の裏付けとなる合理的な根拠をあらかじめ有することなく第１項と同様の表示をしてはならない。

4　株式会社チャフ・スカラップは，第１項に基づいて行っ

た公示及び第２項に基づいて採った措置について，速やかに文書をもって当委員会に報告しなければならない。

事　　実

1 (1)　株式会社チャフ・スカラップ（以下「チャフ・スカラップ」という。）は，肩書地に本店を置き，家庭用日用品の製造販売業を営む事業者である。

(2)　チャフ・スカラップは，平成１７年１２月ころ以降，熊本市に所在する株式会社ビッグバイオに「カビパッ君ゲル」と称する商品（以下「カビパッ君ゲル」という。）を委託して製造させ，当該商品を直接又は取引先販売業者を通じて一般消費者に販売している。

(3)　カビパッ君ゲルは，当該商品を浴室等に置くことにより，清掃する際にカビを落としやすくする及びカビの付着を防止するとする商品である。

2　チャフ・スカラップは，カビパッ君ゲルについて，平成１７年１２月ころ以降，当該商品の容器の前面（別添写し１）に「カビの気になるところに置くだけカンタン」，「納豆菌群効果でカビにさよなら」及び「カビ取り・防止」と，同後面（別添写し２）に「浴槽などのカビの気になる場所に置いて４～５日後、そうじをしてください。カビが落ちやすくなります。目地等のがんこな汚れはせっけん等を歯ブラシにつけてそうじしてください。その後、ひき続き使用されますとより効果が高まり、カビの再付着を防ぎます。」及び「防カビ効果は環境によって異なりますが、通常２ヶ月～３ヶ月間持続します。」と，それぞれ記載することにより，あたかも，当該商品を浴室等に置くことにより，清掃する際にカビを落としやすくする及びカビの付着を防止するかのように示す表示をしている。

3　公正取引委員会は，前記２の表示について，景品表示法第４条第１項第１号に該当する表示か否かを判断するため，同条第２項の規定に基づき，チャフ・スカラップに対し，期間を定めて，当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めたところ，チャフ・スカラップは，当該期間内に資料を提出したが，当該資料は，当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示すものであるとは認められないものであった。

法　令　の　適　用

前記事実によれば，チャフ・スカラップが行っている表示は，景品表示法第

４条第２項の規定により，カビパッ君ゲルの内容について，一般消費者に対し，実際のものよりも著しく優良であると示すことにより，不当に顧客を誘引し，公正な競争を阻害するおそれがあると認められる表示とみなされるものであって，かかる行為は，同条第１項第１号の規定に違反するものである。

よって，主文のとおり命令する。

平成２０年２月６日

公　正　取　引　委　員　会

委員長　竹　島　一　彦

委　員　山　田　昭　雄

委　員　濱　崎　恭　生

委　員　後　藤　　晃

委　員　神　垣　清　水